

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを取り消したが、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。
また、法第38条においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることと定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合にのみ認められるものと解することが相当である。
- 3 本件についてみると、請求人の求める再審査請求の趣旨は、上述のとおり、審査官によって既に取り消された本件処分の取消しを求めるものであり、当該再審査請求には救済されるべき法的利益を欠き、不適法なものであってその欠陥が補正することができないことは明らかであることから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。